

令和7年度(2025年度)

日野市福祉オンブズパーソン

活動状況報告書

令和8年(2026年)5月

日野市福祉オンブズパーソン

目 次

ページ

1 福祉オンブズパーソン制度の概要

- (1) 制度の概要 2
- (2) 制度利用の手続き 3
- (3) 苦情処理の流れ 4

2 福祉オンブズパーソン活動状況

- (1) 苦情・相談等受付状況 6
- (2) 苦情申立ての受付状況 7
- (3) 苦情申立ての処理状況 7

3 苦情・相談等の事例紹介 8

4 その他資料

- (1) 制度周知 10
- (2) 日野市福祉オンブズパーソン条例 11
- (3) 日野市福祉オンブズパーソン条例施行規則 17

1 福祉オンブズパーソン制度の概要

日野市福祉オンブズパーソン制度は、市民からの保健福祉に関する苦情を『公正かつ中立的』な立場から簡易迅速に処理し、市民の権利及び利益を擁護するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を高め、開かれた市政の一層の推進に資することを目的として設置されています。

(1)制度の概要

①福祉オンブズパーソンとは

議会の同意を得て市長が委嘱した福祉行政や法律の専門家です。

令和6年第4回日野市議会定例会の選任同意を受け、2名のオンブズパーソンが市長より委嘱されました。

<日野市の福祉オンブズパーソン>

氏名	期数	職業	任期
ながのひとみ 永野仁美	1期	大学教授	令和7年1月1日～令和9年12月31日
みやたけようきち 宮武洋吉	1期	弁護士	令和7年3月8日～令和10年3月7日

②福祉オンブズパーソンの職務

- ・市民からの保健福祉に関する苦情申立てを客観的に調査して簡易・迅速に処理します。
- ・自己の判断により問題を取り上げ調査します。
- ・公正・中立な立場から保健福祉サービスへの苦情処理を行います。
- ・市や市が財政又は人的支援を行っている団体には是正するところがあれば勧告や意見表明を行います。※市が財政又は人的支援を行っている団体とは、運営費の補助や職員の派遣等をしている団体を指します。

(2)制度利用の手続き

①苦情申立て(相談)できる方

保健福祉サービスに関して利害関係を持つ本人であれば誰でも苦情を申立てることができます。本市以外の居住者、外国人、法人その他の団体、未成年(意思能力のある)であるかは問いません。

また、代理人による申立てもできます。代理人になれるのは、本人の配偶者又は3親等以内の親族、本人の成年後見人又は未成年後見人、本人と同居している人、市内の民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などです。

②苦情申立て(相談)できる内容

市や市が財政又は人的支援を行っている団体が行った保健福祉サービスの具体的な内容について苦情の申立てができます。

<例>

生活保護、高齢者サービス、障害者サービス、
子育て・児童館・学童クラブサービス、保育園サービス など

ただし、裁判等で現在係争中のものや確定したもの、行政不服審査法で審査請求を行っているもの、又は裁決を経て確定しているもの、既に福祉オンブズパーソンによる苦情の処理が終了しているものは取り扱いません。

また、苦情の内容が申立人の利害に関係しないもの、他の救済制度が適当であるもの、特別の場合を除きその事実のあった日から2年間を経過したものについては調査を行わないこととしています。

③事前相談

苦情申立ての手続きの前に、苦情内容を正確に確認させていただくため、福祉オンブズパーソンによる事前相談(面談、電話、メールなど)を行っています。

予約の方の相談等が優先されますので、できる限り事前に予約いただくようお願いいたします。

<予約の申し込み先>

①電話で申込む場合 オンブズパーソン専用番号 042-514-8469

②メールで申込む場合 fukusei@city.hino.lg.jp

③専用フォームから申込む場合 下記QRコードより



(3) 苦情処理の流れ

① 苦情の申立て方法

原則、書面により行いますが、書面によることが難しい場合は口頭による申立てでも受け付けます。苦情申立書は電子メール・郵送・ファクスで受け付けます。受け付ける窓口は福祉オンブズパーソンの事務局です。

苦情申立ての書面には具体的な苦情と解決してもらいたい内容をご記入いただきます。

※苦情内容の確認のために、事前に福祉オンブズパーソンとの面談をお願いしております。

② 調査

オンブズパーソンは、苦情申立書の趣旨や相談内容をもとに、担当部署から聴き取りを行うほか、担当部署に関係資料の提出を求めたり、実地を確認するなどの方法により、苦情の原因を調査します。

③ 調査結果

苦情を申立てられた方に45日以内に通知し、さらに福祉オンブズパーソンが必要と認められるときは市に対して福祉サービスの決定や内容を是正するよう勧告などを行います。

2 福祉オンブズパーソン活動状況

(1) 苦情・相談等受付状況

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までに、福祉オンブズパーソンが受け付けした正規の苦情申立て件数は0件、苦情申立てに至らない相談が10件でした。苦情・相談の内容としては実施機関や制度への不満を述べたりするものでした。申立てに至らない苦情相談に関しても親身に相談者の話を聞き、苦情先の実施機関に対しては事実関係を聞き取り相談者への説明を行いました。

また、相談予約の受付をしたものの当日相談に至らなかった件数が2件、福祉オンブズパーソンの制度の説明や、予約受付後に取り下げがあったもの、相談に至らなかったものなどが5件でした。

① 受付方法

	計	受付方法			
		来室	電話	郵送・ファックス	その他
苦情	0	0	0	0	0
相談	10	4	6	0	0
その他	7	0	7	0	0

② 組織別苦情・相談等受付状況

福祉オンブズパーソンの役割に鑑み、条例で定められた調査権限等の及ばない苦情についても、苦情相談として受け付け親身に相談者の話を聞き、関係機関と連携し引継を行ったり、他制度の紹介などを行ったりしました。

対象実施機関	受付件数	事務局の対応で処理したケース			オンブズとの面談の中で処理したケース				
		事務局受付数	事務局処理状況		オンブズ受付数	オンブズ処理状況			
			相談のみ	制度説明、他制度紹介		申立て	他課へ調整のうえ引継ぎ	他課、他制度の紹介	相談のみ(継続相談含む)
生活福祉課	5	1	0	1	4	0	0	0	4
障害福祉課	2	0	0	0	2	0	0	0	2
セーフティネットコールセンター	1	0	0	0	1	0	0	0	1
子育て課	1	1	1	0	0	0	0	0	0

子ども家庭 支援センター	1	0	0	0	1	0	0	0	1
市以外の 機関	7	5	1	4	2	0	0	0	2
合計	17	7	2	5	10	0	0	0	10

(2)苦情申立ての受付状況

①苦情申立ての受付状況

- ・令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 0件
- ・令和6年度以前からの継続調査 0件

②苦情申立ての組織別受付状況

- ・市の機関 0件
- ・市以外の機関 0件

③勧告、意見表明等

令和7年度は、実施機関に対する勧告・意見の表明はありませんでした。

(3)苦情申立ての処理状況

区 分	処理日数状況		
	件 数	45日以内	46日以上
苦情申立ての趣旨に全部沿ったもの	0	0	0
苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	0	0	0
実施機関に不備がないもの	0	0	0
調査を中止・打ち切ったもの	0	0	0
勧告を行ったもの	0	0	0
管轄外となったもの	0	0	0
その他のもの(取り下げ等)	0	0	0
計	0	0	0

* 口頭又は文書による申し入れに関する、福祉オンブズパーソンの考え方

実施機関のとった措置が違法ないし不当な内容でないが、運用や今後の検討により、さらに市民に利用しやすい制度になることが期待される場合には、条例第16条第1項による勧告ではなく申し入れ・要望を行うものとしています。

ただし、申し入れ・要望であっても、本制度の趣旨から申し入れ内容の実現に努めないことは適当でないことから、条例第17条第2項及び第18条の趣旨を尊重し、当該組織に対しては、改善結果等を福祉オンブズパーソンに報告するよう求めています。福祉オンブズパーソンは、この是正措置の報告を必要に応じて適宜、申立人に通知しています。

3 苦情・相談等の事例紹介

※個人が特定できないよう、一部内容を変更した事例を紹介します。

相談事例 1

相談者	本人	担当	永野オンブズパーソン
方法	福祉オンブズ相談室にて、来所により実施		
苦情・相談等の対象機関	日野市 生活福祉課		
苦情・相談等の趣旨	<p>①移送費の計算について、端数処理の方法の開示を求める。</p> <p>②生活保護費の受け取り方法(福祉施設を経由した受け取り)について変更を求める。</p>		
オンブズパーソンの対応	<p>生活福祉課に対して、聞き取り調査を実施した。</p> <p>調査後、相談者に対し、電話及び書面にて調査結果と今後の対応について通知した。</p>		

相談事例 2

相談者	親族	担当	永野オンブズパーソン
方法	福祉オンブズ相談室にて、来所により実施		
苦情・相談等の対象機関	日野市 生活福祉課、障害福祉課		
苦情・相談等の趣旨	<p>生活保護を受給している親族との同居を希望しているが、親族の担当ケースワーカーからそれは難しいと言われていることについて、詳細を求める。</p>		
オンブズパーソンの対応	<p>生活福祉課及び障害福祉課に対して、聞き取り調査を実施した。親族本人にも、思いや状況を丁寧に聞き取り、相談者と本人の意向を確認しながら対応を検討した。</p> <p>最終的には、就労移行支援を活用し自立したいという本人の意向を尊重し、相談者にもご納得いただいた。</p>		

相談事例 3

相談者	本人	担当	宮武オンブズパーソン
方法	電話により実施		
苦情・相談等の対象機関	日野市 セーフティーネットコールセンター		
苦情・相談等の趣旨	生活保護の相談に対するセーフティーネットコールセンター職員の対応の苦情 (申請拒否のような発言、過去の相談が記録されていないことなど)		
オンブズパーソンの対応	セーフティーネットコールセンターに対して、聞き取り調査を実施し、相談者に関するケース記録の確認を行った。 調査後、相談者に対し、電話で調査結果と状況を説明した。		

相談事例 4

相談者	本人	担当	宮武オンブズパーソン
方法	福祉オンブズ相談室にて、来所により実施		
苦情・相談等の対象機関	日野市 生活福祉課、障害福祉課		
苦情・相談等の趣旨	①支援制度に関する市の説明に不足があったことについて、詳細及び改善を求める。 ②減免申請に関して市に問い合わせたが、市の回答が遅いことについて、詳細を求める。		
オンブズパーソンの対応	生活福祉課及び障害福祉課に対して、聞き取り調査を実施した。 調査後、相談者に対し、対面にて調査結果と状況を説明した。案内不足に対する再発防止のため、市で作成している案内については改訂を進めることになった。		

(1) 制度周知

福祉オンブズパーソン制度を活用していただくため、制度や活動について、次のとおり市民の皆さまに周知を行いました。

① 広報『ひの』による広報

毎月、福祉オンブズパーソンによる相談日や受付方法を広報『ひの』に掲載いたしました。

② ホームページによる広報

日野市のホームページに、制度の案内を掲載しており、常時閲覧できます。また、ホームページから、事前相談の予約ができます。

③ 案内リーフレットの配布

福祉オンブズパーソン制度の周知・広報として作成したリーフレットを市役所にて配布しました。

<案内リーフレット>

日野市の福祉サービスについて
困ったこと、不満なことを
相談できます。

**日野市
福祉オンブズパーソン**

障害者 高齢者
生活困窮 子ども

日野市

お問い合わせ

日野市福祉オンブズパーソン事務局
(日野市健康福祉部福祉政策課内)

住所 〒191-8686 日野市神明1-12-1
電話 042-514-8469
ファクス 042-585-7018
電子メール fukusei@city.hino.lg.jp
受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分～午後5時

こんなことでも
相談できるかな? **まずはお気軽に
ご連絡ください。**

制度の詳細な内容は、市ホームページ
でご確認いただくか、事務局までお問
い合わせください。

詳しくはこちら▶

福祉オンブズパーソンとは

福祉に関する市などの業務が、不公正・不公平・不合理と感じたことはありませんか。申請時に説明が不十分で本来受けられるサービスを受けられなかったり、気持ちを傷つけられたりしたことはありませんか。

「日野市福祉オンブズパーソン制度」では、福祉や法律の専門家である福祉オンブズパーソンが、こうした相談に対して市民の立場で客観的に調査し、市および市が財政または人的支援を行っている団体(=運営費の補助や職員の派遣などを行っている団体)に是正するところがあれば勧告や、意見の表明を行います。

相談を希望する方は

福祉オンブズパーソンへの相談日は、原則月に4回です(日時は広報ひのや市ホームページでお知らせします)。
相談は、対面および電話により行います。
相談を希望する方は、事前に裏面の問い合わせ先に連絡の上、相談予約を行ってください。

福祉オンブズパーソンの流れ

- 1 オンブズパーソンに相談します。
- 2 オンブズパーソンが状況を確認します。
- 3 必要に応じてオンブズパーソンが意見表明や是正勧告を行います。
- 4 勧告、意見の表明等の対応を広報等で公表する場合があります。

※内容によってはご要望通りとならない場合があります

④ 活動報告書の閲覧

令和6年度の活動報告は、ホームページや市役所2階福祉政策課、市政図書室、市内各図書館にて閲覧できます。

(2) 日野市福祉オンブズパーソン条例

平成 12 年 9 月 29 日

条例第 41 号

改正 令和 7 年 3 月 31 日条例第 17 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 申立ての手續及び処理（第 10 条—第 16 条）

第 3 章 実施機関の措置（第 17 条—第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、保健福祉サービスの適用に係る市民の苦情を簡易迅速に処理するため設置する日野市福祉オンブズパーソンについて必要な事項を定めることにより、市民の権利及び利益を擁護し、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健福祉サービス 保健及び福祉に関する各種のサービスの提供、金銭の給付、施設入所等の措置その他の事務をいう。
- (2) 実施機関 保健福祉サービスを行う日野市の機関及び日野市が財政又は人的支援を継続的に行っている団体をいう。

（設置）

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、市長の附属機関として日野市福祉オンブズパーソン（以下「福祉オンブズパーソン」という。）を置く。

（組織等）

第 4 条 福祉オンブズパーソンの定数は 2 人とし、人権、福祉、法律等に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

2 福祉オンブズパーソンの任期は 3 年とし、1 期に限り再任することができる。

3 福祉オンブズパーソンの報酬については、日野市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第13号）に定めるところによ
る。

（兼職等の禁止）

第5条 福祉オンブズパーソンは、国会議員若しくは地方公共団体の議員若しくは
長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 福祉オンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員
と兼ねることができない。

3 前項に規定する市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員とは、主と
して、市に対して請負をし、又は市が経費を負担する事業につき市の長若しくは
委員会若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者をいう。

（解嘱）

第6条 市長は、福祉オンブズパーソンが次の各号のいずれかに該当する場合に
は、議会の同意を得て、これを解嘱することができる。

(1) 健康上の理由により、職務の遂行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前号のほか福祉オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認め
るとき。

（職務の内容）

第7条 福祉オンブズパーソンの職務は、次のとおりとする。

(1) 実施機関が行う保健福祉サービスに関する市民からの苦情の申立てについて
調査すること。

(2) 実施機関以外の実施主体が行う保健福祉サービスに関する市民からの苦情の
相談を受け付け、関係機関と連携し、問題解決への協力を求めること。

(3) 自己の発意に基づき、問題事案を取り上げて調査すること。

(4) 第1号又は前号の調査の結果、必要と認めるときは、実施機関に対し是正等
の措置を講ずるよう勧告すること。

(5) 第1号又は第3号の調査の結果、問題が制度そのものに起因すると認めると
きは、実施機関に対し当該制度の改善を求める意見の表明をすること。

(6) 勧告、意見の表明等の内容を公表すること。

(7) 申立ての処理状況等について、毎年度市長及び議会に報告すること。

(職務の執行)

第8条 福祉オンブズパーソンは、保健福祉サービスに関する市民の権利及び利益を擁護するため、公正かつ適正に職務を遂行しなければならない。

2 福祉オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、前条第5号に規定する意見の表明は、福祉オンブズパーソンの合議による。

(秘密を守る義務)

第9条 福祉オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第2章 申立ての手續及び処理

(申立ての範囲)

第10条 この条例による苦情の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる事項は、実施機関が行う保健福祉サービスの個別の適用に関するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除く。

(1) 現に裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等の確定した事項

(2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求を行っている事項又は審査請求に対する裁決を経て確定している事項

(3) この条例に基づき、既に福祉オンブズパーソンによる苦情の処理が終了している事項

(平成27条例64・一部改正)

(申立ての資格)

第11条 この条例により申立てをすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 現に保健福祉サービスの適用を受け、若しくは取り消され、又はその申請を却下された者（以下「本人」という。）

(2) 本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め

合う条例（平成13年条例第30号）第9条の2第2項のパートナーシップ宣誓をしたことを証する書類の交付若しくは他の地方自治体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方又は3親等以内の親族

(3) 本人の成年後見人又は未成年後見人

(4) 本人と同居している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、日野市規則（以下「規則」という。）

で定める者

（令和7条例17・一部改正）

（申立ての方法）

第12条 申立ては、福祉オンブズパーソンに対し規則で定める方法により行わなければならない。

（申立ての期間）

第13条 前条の申立ては、当該苦情に係る事実のあった日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、福祉オンブズパーソンが正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

（調査権）

第14条 福祉オンブズパーソンは、申立て又は自己の発意に基づき、実施機関に対し関係書類若しくはその他の記録の提出及び事情の説明を求め、又は実地調査を行う等必要な調査を行うことができる。

2 福祉オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行うときは、その旨を実施機関に通知しなければならない。

（調査結果の通知）

第15条 福祉オンブズパーソンは、申立てに対する調査結果を申立人に通知しなければならない。

（勧告又は意見の表明及びその報告）

第16条 福祉オンブズパーソンは、第14条第1項の調査に基づき、必要に応じて、実施機関に対し是正等の措置を講ずるように勧告し、また問題が制度そのものに起因すると認めるときは、実施機関に対し当該制度の改善を求める意見の表明をすることができる。

2 福祉オンブズパーソンは、前項の規定により勧告又は意見の表明をしたときは、実施機関に対し是正等の措置について報告を求めるものとする。

3 福祉オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告若しくは意見の表明をしたとき又は第18条の規定による報告があったときは、その旨を申立人に速やかに通知しなければならない。

第3章 実施機関の措置

(実施機関の責務)

第17条 実施機関は、福祉オンブズパーソンが行う調査及び処理に積極的に協力しなければならない。

2 実施機関は、福祉オンブズパーソンから前条の規定による勧告又は意見の表明を受けたときは、これを尊重し誠実に対応しなければならない。

(是正措置)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による勧告を受けた場合、勧告を受けた日の翌日から起算して60日以内に必要な是正等の措置を講ずるとともに、その旨を福祉オンブズパーソンに報告し、必要な是正等の措置を講ずることができない場合は、理由を付してその旨を福祉オンブズパーソンに報告しなければならない。

(制度の改善)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定による意見の表明を受けた場合、保健福祉サービスの制度を具体的に改善できるときはその旨を、できないときはその理由を付して速やかに福祉オンブズパーソンに報告しなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の2年前の日から施行日の前日までの間にあった事実に係る苦情についても適用し、当該2年前の日前にあった事実に係る苦情については、適用しない。

付 則（平成27年条例第64号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

付 則（令和7年条例第17号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(3) 日野市福祉オンブズパーソン条例施行規則

平成12年12月13日

規則第65号

改正 平成16年3月3日規則第9号

平成21年3月19日規則第11号

令和5年3月31日規則第18号

令和6年3月29日規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、日野市福祉オンブズパーソン条例（平成12年条例第41号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申立ての資格)

第2条 条例第11条第5号に規定する日野市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の民生委員
- (2) 市内の身体障害者相談員
- (3) 市内の知的障害者相談員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉オンブズパーソンが特に必要と認める者

(申立ての方法)

第3条 条例第12条に規定する申立ては、次に掲げる事項を記載した苦情申立書（第1号様式）により行わなければならない。ただし、福祉オンブズパーソンがやむを得ない事情があると認める場合は、点字又は口頭による申立てをすることができる。

- (1) 申立人（申立人が本人以外の場合は申立人及び本人）の氏名及び住所
- (2) 申立人の本人との関係又は資格
- (3) 苦情に係る事実のあった日
- (4) 苦情の内容

(調査の通知等)

第4条 条例第14条第2項に規定する通知は、苦情等調査実施通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 福祉オンブズパーソンは、苦情を調査しない場合は、理由を付して申立人及び実施機関に対し苦情について調査しない旨の通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 福祉オンブズパーソンは、苦情等の調査を中止し、又は打ち切ったときは、理由を付して申立人及び実施機関に対し苦情等調査（中止・打ち切り）通知書（第4号様式）により速やかに通知しなければならない。

4 条例第15条に規定する調査結果の通知は、申立てを受け付けた日の翌日から起算して45日以内に、苦情調査結果通知書（第5号様式）により行わなければならない。ただし、この期間に通知できない理由があるときは、その旨を苦情調査状況報告書（第6号様式）により申立人に報告しなければならない。

（勧告又は意見の表明の通知）

第5条 条例第16条第3項に規定する勧告又は意見の表明についての申立人への通知は、苦情申立てに係る勧告・意見の表明実施通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 条例第16条第3項に規定する報告があったときの申立人への通知は、苦情申立てに係る是正等措置報告通知書（第8号様式）により行うものとする。

（報告等）

第6条 条例第18条に規定する福祉オンブズパーソンに対する是正等の措置の報告は、是正等措置報告書（第9号様式）により行うものとする。また、是正等の措置を講ずることができない旨の報告は、是正等措置報告書（是正等の措置を講ずることができない場合）（第10号様式）により行うものとする。

2 条例第19条に規定する福祉オンブズパーソンの意見の表明に対する改善の報告は、意見の表明に対する改善の報告書（第11号様式）により行うものとする。また、改善ができない旨の報告は、意見の表明に対する改善の報告書（改善ができない場合）（第12号様式）により行うものとする。

（公表等）

第7条 福祉オンブズパーソンは、条例第7条第6号の規定により、勧告、意見の表明等の内容を市の広報紙への掲載その他の方法により公表するものとする。

2 福祉オンブズパーソンは、条例第7条第7号の規定により、毎年度申立ての処理状況等について、次の各号に掲げる事項を年次報告として取りまとめ、市長及

び議会に報告するとともに、これを広報紙等に公表するものとする。

(1) 申立ての受付件数

(2) 申立ての内容及び処理状況

3 福祉オンブズパーソンは、前2項の規定による公表及び報告に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び日野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）の規定に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（身分証明書）

第8条 市長は、福祉オンブズパーソンに対し、身分証明書（第13号様式）を交付する。

2 福祉オンブズパーソンは、条例第7条第1号から第3号までに規定する職務を行うときは、福祉オンブズパーソンであることを示す証明書として前項の身分証明書を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（公印）

第9条 福祉オンブズパーソンの公印の名称、書体、寸法及びひな形は、別表のとおりとし、健康福祉部福祉政策課長が看守する。

（庶務）

第10条 福祉オンブズパーソンの庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

付 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

付 則（平成16年3月3日規則第9号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成21年規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（令和5年規則第18号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年規則第36号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

日野市福祉オンブズパーソン活動状況報告書
令和 7 年度(2025年度)

令和 8 年(2026年)5 月発行

日野市福祉オンブズパーソン
(事務局)日野市 健康福祉部 福祉政策課
〒 191-8686 日野市 神明一丁目 12 番地の 1
電話 042-585-1111 内線 2230
042-514-8469 (直通)
FAX 042-585-7018